

阿南保険第571号
平成30年3月1日

関係者各位

阿南市長 岩浅 嘉仁
(公印省略)

こどもの医療費受給者証の変更について (依頼)

日ごろは、こどもの医療費助成事業に御理解、御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。
徳島県のこどもの医療費の助成対象年齢が中学3年生まで拡大したことに伴い、平成30年4月から、中学生のこどもの医療費受給者証を変更します。
別紙「こどもの医療費助成制度の概要」を添付しておりますので、御一読ください。
今後ともよろしく願いいたします。

【中学生】

	現 行	平成30年4月1日～
受給者証の色	緑色	水色
公費負担者番号	47360045	47360045 48360044

※新中学1年から3年生には、3月末日までに新しい受給者証を送付します。

担当 阿南市保険年金課 こども医療係
電話 (0884) 22-1118

【別紙】

こどもの医療費助成制度の概要

阿南市に住所がある0歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの保険診療の自己負担分や入院時食事療養費の自己負担金を助成する制度です。

◎受診するとき病院等へ提出するもの(県内の病院等)

保険証・受給者証

年齢	0歳～2歳	3歳～小学6年生	中学1年～3年生	高校1年生～ 18歳に達した日以後の 最初の3月31日まで
受給者証	アイボリー色	ピンク色	水色	緑色
公費負担者番号	45360047	45360047 48360044	47360045 48360044	47360045

3歳、中学1年生、高校1年生になりますと受給者証が変わります。

新たに作成してお送りしますので、確認のうえ御使用ください。手続きは不要です。

柔道整復師による施術を受ける場合、保険診療の自己負担分の受領委任払を利用するため、印鑑を御持参ください。

◎払戻しの対象となるもの

1. 県外の保険医療機関で受診されたとき
2. 出生又は転入の日からこどもの医療費受給者証の交付前までに受診されたとき
3. コルセットなど療養費払いの対象となる治療を受けたとき
4. 入院時食事療養費の自己負担金を支払ったとき

1～4の手続きに必要なもの

内容のわかる領収書・受給者名義の預金通帳・受給者証・保険証・印鑑

※上記3および高額療養費に該当する場合は、加入している健康保険で払戻し手続き後、支給決定通知書を御持参のうえ申請してください。

入院時の室料の差額分など、保険診療に含まれないものはこの制度の対象になりません。

◎届出が必要なとき

1. 加入している健康保険が変わったとき
2. こどもの住所が変わったとき
3. こどもや受給者の氏名が変わったとき
4. 受給者証を汚したり、紛失したとき